

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 3 1 日

各地方整備局 港湾（空港）整備・補償課長 殿
工事安全推進室長 殿
北海道開発局 港湾空港部 港湾建設課課長補佐 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 港湾建設課長 殿

港湾局 技術企画課
港湾工事安全推進官
航空局 航空ネットワーク部
空港技術課 課長補佐

港湾空港関係直轄工事（支出委任・受託含む）の事故防止に係る
令和 7 年度重点対策について

標記については、令和 7 年 3 月 31 日付け国港技第 126 号及び国空空技第 585 号にて、当課課長より貴局部長宛て依頼させて頂いたところですが、具体的内容について、下記のとおり通知しますので、貴課及び貴局直轄事務所への周知をお願いします。併せて、「事故撲滅」のため、人命を第一に、過去の死傷事故で示された教訓を踏まえ、基本的な安全対策が確実に実行されるよう、工事安全に資する ICT 活用の助言なども含め、関係者の指導等、お願いします。

また、工事事故が発生した場合、社会的に大きな影響を及ぼすことや工事進捗に遅れが生じることを十分認識し、迅速かつ的確な状況把握に努め、適切に対応願います。

更に、近年では、通勤途上などでの交通事故や施工体系外の者が関係する工事事故なども多く発生していることから、受注者等への指導等を併せてお願いいたします。

参考として、令和 6 年度工事事故発生状況（令和 7 年 2 月時点速報）の資料を添付しますので、関係者への注意喚起等にご活用ください。

記

1. 施工計画書の安全面からの点検強化

工事着手前に受注者が提出する施工計画書の受理に際し、安全管理並びに緊急時の体制・対応について記載内容を十分に点検する。特に、今年度の重点項目であるはさまれ・巻き込まれ事故、重機との接触事故、墜落・転落事故、飛来・落下物による事故、海中転落事

故、潜水作業事故、物損事故及び曳航作業における事故等の防止対策については、施工計画書に固有の現場条件を踏まえた具体的な取り組み内容が記載されているか、作業方法・手順が適切か等を確認するとともに、記載内容が不十分な場合は、追加資料等により詳細を確認すること。

また、作業が輻輳する工事や高度な技術を要する工事等については、「港湾工事における大規模仮設工等の安全性向上に向けた設計・施工ガイドライン」等を活用しつつ施工計画書に記載されている施工方法、設備機械等の配置及び工程を十分に点検すること。

2. 安全協議会等での働きかけ及び安全パトロールにおける確認

安全協議会等において、以下の防止対策を中心に確実な対応を行うよう受注者に働きかけるとともに、確実に実施されているか安全パトロール及び請負工事成績評定の考査項目「2. 施工状況」細目「Ⅲ. 安全対策」における評価対象項目により確認するものとする。

①はさまれ・巻き込まれ事故の防止対策

○はさまれ・巻き込まれの危険がある箇所には注意喚起の掲示を行うとともに、新規入場者教育や日々の危険予知活動等において関係者に周知徹底する。

○②に示す重機等との接触事故の防止対策と同様に作業員と機械等との接触を防止するため、バリケード等による重機作業半径内への立入禁止措置、或いは見張員の配置を行う。また、状況に応じて機械等の緊急停止装置の周知、機械等への警報装置の設置等を行う。

○着衣が機械等に巻き込まれることがないように、作業開始前に確認を行う。

○クレーン等での吊り作業に伴う手・指のはさまれ防止として、揚重前の退避及び適正な吊具の使用を徹底する。

○クレーン災害対策として、以下について周知徹底する。

① 玉掛け作業の3・3・3運動の推進

- ・巻き上げて荷のバランス確認：地切り30cm以内巻上げ
- ・荷姿を確認：停止3秒以上
- ・荷とワイヤーの際確認：荷から3m離れる

（厚生労働省 外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業（建設業）より）

② クレーンオペレーター、合図者、玉掛け者間の意思疎通の徹底

③ クレーン作業計画書の作成と周知の徹底

②重機等との接触事故の防止対策

○作業員と重機との接触を防止するため、バリケード等による重機作業半径内への立入禁止措置の実施、或いは見張員の配置を行う。また、状況に応じて、重機の緊急停止装置の周知、重機への警報装置の設置等を行う。

○係留作業や投錨作業等において、岸壁及び護岸等への激突並びに船舶同士の激突を防

止するため、綱取り作業の手順、機械の操作手順、ロープの絡まりや破断等の異常が発生した場合の措置方法等について関係者に周知徹底する。

③墜落・転落事故の防止対策

- 墜落・転落の危険がある箇所の作業では、作業員に対し「労働安全衛生規則」等の関係諸法令に基づく安全装具の具備、不安全行動の禁止等の指導を行うとともに安全教育等により関係者に周知徹底する。
- 始業前における気象・海象予報の把握、天候の急変等緊急時の連絡体制構築を徹底する。
- 足場（足場の機能を有する支保工含む）の施工にあたっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について（厚生労働省 令和 5 年 3 月）」、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 令和 5 年 12 月）」、「足場等の安全点検の確実な実施について（厚生労働省 平成 24 年 4 月）」及び「労働安全衛生規則」の一部改正（令和 7 年 2 月）に基づく墜落・転落防止対策を行う。
- また、「労働安全衛生規則」に基づく足場の点検においては「足場等の種類別点検チェックリスト」を作成し実施する。
- 更に、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について（厚生労働省 令和 5 年 3 月）」の第 2 条に定められた、通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましいとされている、「より安全な措置」の一層の普及のため、例えば、わく組足場においては「上さん」を設置する等、実効性のある対策を講ずること。
- 足場以外の高所作業についても、墜落・転落のおそれがある箇所への囲い等の設置、墜落制止用器具の使用等、適切な措置を行う。なお、墜落制止用器具の使用にあたっては、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（厚生労働省 平成 30 年 6 月）」に記載された事項を的確に実施する。
- 高所作業時等において、安全ブロックを使用する際には、より具体的なルール（昇降作業等に入る前に墜落制止用器具 D 環と安全ブロックを装着する等）を周知徹底する。
- 作業床を使用する場合において、集中載荷した場合でも、各現場条件に応じて強度的に余裕を持った作業床の構造とする。また、最大積載重量（荷重、人員の目安）や安全標識等の明示を行う。

④飛来・落下物による事故の防止対策

- ワイヤー等を作業船に引き込む場合等には、立入禁止措置を実施する。
- 玉掛け等をした荷を吊り上げる場合には、落下防止対策を実施する。
- 高所から物を投下する場合には、適切な投下設備を設置する。
- 飛来・落下のおそれがある箇所では、飛来防止設備を設置し、作業員に保護具の着用を徹底させる。

⑤海中転落事故の防止対策

- 転落防止設備の設置及び使用、救命胴衣着用の徹底、救命浮環の適正な配置を行う。
- 現場で使用する膨張式救命胴衣等の各装具・設備について、傷や故障がないか、確実に機能するか点検する。また、適切な使用方法について周知徹底する。
- 係留作業や投錨作業に伴う綱取り作業の手順、合図、機械の操作手順等を工事関係者に周知徹底する。
- 船舶から構造物等への乗り移り時の手順、合図等を工事関係者に周知徹底する。また、はしご等の昇降設備の設置について検討し、必要な場合は措置を行う。
- 始業前における気象・海象予報を把握し、安全な航行が出来ることを確認するとともに、作業員が海中転落した場合には、救助の連絡が速やかにできるよう、海上保安部、消防署等への連絡体制を構築する。

⑥潜水作業事故の防止対策

- 平成 27 年 4 月に施行された「改正高気圧作業安全規則」等の関係諸法令に基づき作業を実施するよう安全教育を徹底する。
- 始業前の関係諸法令に基づく機材等の点検及び潜水士の健康状態の確認を日々確実にを行うと共に、その点検結果を日誌等に整理する。
- 潜水作業の方法、潜水作業中の人員・設備等の配置体制、場所、水深、時間、浮上位置等について十分に検討のうえ、潜水作業計画に記載し、潜水士をはじめとする関係者に周知徹底する。
また、現場状況の変化等により作業計画を変更する場合は、関係者への伝達が完了するまで変更を行わないことを関係者に周知徹底する。
- 『吊作業等』を行うときは、確認内容に対しては復唱した上で返答する等、連絡員、合図者及びクレーンオペレータ等と潜水士の間で、十分連絡を取って作業をすることを関係者に周知徹底する。
また、試行工事を活用し、潜水士の位置をオペレータが把握できるシステム等、工事安全に資する ICT の活用について検討するよう受注者に助言する。
- 「潜水作業に係る重大事故の再発防止策について（港湾局技術企画課長 令和 3 年 3 月事務連絡）」の別添により共有した再発防止策を踏まえ、対策が不十分な場合は確実に実施されるよう指導する。

⑦物損事故の防止対策

- 始業前における気象・海象予報を把握、天候の急変等緊急時の連絡体制の構築を徹底する。
- 現場（状況により現場間移動を含む）や資機材等の運搬経路の既設構造物・架線・埋設物等の位置等を十分に把握し関係者に周知徹底する。中でも水道・電気などのライフラインの切断事故は、一般市民生活や企業活動など社会的にも多大な障害を及ぼす

可能性があるため、十分注意すること。なお、架線付近での作業や移動等がある場合は、「移動式クレーン等の送配電線類への接触による感電災害の防止対策について（厚生労働省 昭和 50 年 12 月）」に基づくほか、「作業船団安全運航指針（一般社団法人日本海上起重技術協会 令和 2 年 6 月）2. 作業船による架空送電線接触事故防止対策指針」を活用した事故防止対策を実施する。

⑧曳航作業等における事故の防止対策

- ケーソン等の曳航・据付作業において、各工程の安全対策を精査し、関係者に周知徹底する。
- 特に、施工計画時に浮体の安定性を十分検討し、必要な対策を行う。
- 横付け係留した状態で航行する場合は、曳航に準じて係留船舶に対する見張り役を配置する。
- 台風などの荒天時に作業船を安全に待避させるため、施工中に発生が想定される台風・荒天に対し、気象・海象情報の収集体制の確立、作業船等の作業限界及び運航限界の確認並びに複数避泊地の検討など、事前準備を徹底する。

⑨その他の事故防止対策

- 建設機械・作業船の使用にあたり、作業前に不具合等の点検・安全確認を徹底させる。
- 令和 3 年度に発生した 2 件の死亡事故では、潜水作業や簡易足場を使用した作業において、作業手順書の記載が不十分であったことが確認された。このような作業が原因で生じる事故を防止するため、各種作業の具体的な手順を作業手順書に明記して作業員に周知するとともに、実際の作業にあたっては作業手順書の遵守を徹底する。
- 令和 6 年度に発生した死亡事故を教訓とし、作業内容の確実な伝達、作業を指揮する者が不在になる場合は作業を中止するなどの安全管理体制の構築、並びに安全な作業環境整備の手順の明確化及び確実な実施を徹底する。
- 作業中止基準以下での作業の徹底はもちろんのこと、作業中止基準以下であっても、各種気象海象情報を収集のうえ気象海象が急変する恐れがある場合には、そのリスクを十分に考慮して作業可否の判断や作業計画の立案をする。
- 法令上の資格が必要とされる作業を行う際は、適正な資格を保持している者を選任し、その作業につかせるよう徹底するとともに、誰もが確認出来るよう有資格者一覧を掲示し、常に最新に保つべく必要に応じ適宜更新を行う。
- 作業手順書に記載のない予定外作業等への対応ルールを作成し、関係者に周知するとともに対応ルールの遵守を徹底する。
- 防波堤上で作業を行う場合は、港外波高に対する作業中止基準を設け、これを遵守するとともに、緊急性がある場合でも独自の判断で行動をしないよう繰り返し安全教育を徹底する。

3. 事故防止に係る重点対策の確実な実施

事故防止に係る重点対策(上記 1、2)の確実な実施のため、別添チェックリストによる

確認を行う。

(1) 施工計画書の安全面からの点検強化

○チェックリスト①及び②の「工事全体」及び「各重点項目」に「固有の現場条件を踏まえた留意点(対策)」を設定したうえで、受発注者が施工計画書を確認。

○チェックリスト①を用いて、「各重点項目」及び「固有の現場条件を踏まえた留意点(対策)」について、受発注者が施工計画書の記載を確認。

(2) 安全協議会等での働きかけ及び安全パトロールにおける確認

○チェックリスト①で確認した「各重点項目」及び「固有の現場条件を踏まえた留意点(対策)」について、安全協議会等において、下請も含めた関係者全体に周知。

○チェックリスト②を用いて、安全パトロール等において、受発注者が施工計画書等の実施状況を確認。

以 上